

Henri de Lapparent, L'Action Sociale,  
Handicapés et inadaptés, *Information*  
*Sociales*, Jan. 1971. pp. 19—24 および

pp. 25—28.

(阪上裕子 国立公衆衛生院)

## アメリカの急増する 医師養成費用



アメリカの1医学校あたりの運営費は、1961年の260万ドルから1968年の550万ドルへと急増した。費用についての資料の有効性については問題はあるが、医学校費用の急増傾向をみるのが本稿のねらいである。

### 学生あたり経費

医学校における経常経費総額を学生総数で除したのもでって、学生1人あたり経費としてみる。1957年から1968年にかけて、これは、5千ドルから1万4千ドル(年)へと増加した。表1に示すように、1968年以前の5年間、前年比10%台の増加率であった。12年間の平均の前年比増加率10.1%が今後も続く

とすれば、1980年には約44,000ドルになる。過去における最低の前年比増加率5.4%が続いたとしても、1980年には、学生1人あたり年間26,000ドルを越す経費となるであろう。

### 学生登録数

以上で示した経費は、医学部アンダーグラデュエート学生にたいするものだけではない。卒業後教育や研修費用も含んでいる。この後者の費用増加が著しい。表2でみるように、1959—60年から1967—68年にかけての増加率は、学部学生では14.8%であったのにたいし、レジデントや卒業後研修生は83.6%も増えた。マスターやPh. D取得をめざす学生の

増加がめだつ。そのほか、歯科医学生や看護学生あるいは医療技術関係学生の増加率も顕著である。

### 課程別費用

上記2年度についての特別調査から、学部教育や卒業後教育ごとの費用の比較ができる。表2に示したように、学部学生の1人あたり費用は3,700ドルであるのにたいし、インターンのそれは7,000ドルである。レジデントや卒業後の研修生の登録数そのものふえている。基礎課程の学位取得コースの登録数も急増をみた。結局、医師教育費用の増加は、これら卒業後医師教育費用の増加が大きく

表1 医学生1人あたり  
経常運営費・全学生

年次	学生あたり平均費用(ドル)	前年比金額	増加額%
1957	5,026	—	—
1958	—	438	8.9
1959	5,902	438	8.9
1960	6,387	485	8.2
1961	7,069	682	10.7
1962	7,712	643	9.1
1963	8,132	420	5.4
1964	8,942	810	10.0
1965	9,858	916	10.2
1966	11,207	1,349	13.7
1967	12,842	1,635	14.6
1968	14,218	1,376	11.0

表2 登録学生数と課程別学生1人あたり費用

項 目	登 録 学 生 数			課 程 別 費 用	
	1959—60	1967—68	1960—68 までの増加率	1959—60	1967—68
学 部 学 生	30,084	34,538	14.8	1,905	3,700
臨 床	イン タ ー ン	4,338	18.1	2,305	7,000
	レ ジ デ ン ト	17,630	83.6		
	卒 後 研 修 生*	5,322			11,400
基 礎	マ ス タ ー コ ー ス	1,939	76.4	3,126	7,200
	Ph. D コ ー ス	5,482	179.6		
	卒 業 研 修 生*	1,383	129.4		

\* postdoctoral student

影響していることになる。

なお、1968年から4年制医学校登録数がふえたので、1人あたり費用は減少した。さいきんの研修・修練にたいする連邦のファンドの減少もその傾向に拍車をかけた。

George Entwisle, Medical School Expenditures And Student Enrollment, *Journal of Medical Education*, Vol. 46, No. 2, 1971, pp. 117—123.

(前田信雄 国立公衆衛生院)

## 西ドイツ保険者団体の提案

### ——時間外手当等の取り扱いについて

ライヒ保険法 (Reichsversicherungsordnung) 第160条の規定によって、俸給または賃金とともに、利益配当、現物給与およびその他の給与 (被保険者が俸給または賃金の代わりにまた

はそれと一緒に雇主または第三者から受けるものは報酬 (Entgelt) に含まれることになっている。また、保険料算定にあたって、1回限りの手当は、それが報酬とみなされる限り、そ

れが支給される時期においてのみ考慮される。時間外手当は、定期的に受ける報酬に属する。すなわち、超過勤務が行われた当該賃金計算期間の報酬に算入される。それは、後の賃金計算期間の報酬に算入することは法律上許されない。

こうした問題等に関連して、できるだけ現状に合った事務処理方法を検討するために、最近、疾病金庫中央会、ドイツ年金保険保険者連合会および連邦労働事務所が協議を行い、疑問点を把握するとともに、以下のような提案を行なった。

#### 1 時間外手当について

時間外勤務の時間数が確定するときすでに俸給または賃金計算を完了している事業主は、時間外勤務が行われた当該賃金支払期間についての保険料を新たに計算しなければならない。しかし、こうしたやり方は、労働者に対する賃金継続支給制度の導入によって意味がなくなった。したがって、保険者は、保険料算定の対象となる時間外手当を当該賃金計算期間の報酬ではなく次の賃金計算期間の報酬に入れて計算しても、もはやなんら疑問